

第三八回

参第二九号

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他心身に故障のある児童及び生徒並びに疾病により療養中の児童及び生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特殊学級」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第一項に規定する特殊学級をいう。

（国の任務）

第三条 国は、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育（以下「特殊学級教育」という。）の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が次の各号に掲げるような方法によつて特殊学級教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 特殊学級教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 特殊学級教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 特殊学級教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 特殊学級教育に従事する職員の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

（教員の定員及び待遇）

第四条 地方公共団体は、特殊学級教育の特殊性に基づき、公立の小学校及び中学校において特殊学級教育に従事する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講じなければならない。

（国の補助）

第五条 国は、特殊学級を置く小学校又は中学校を設置する地方公共団体に対し、特殊学級教育に必要な施設及び設備で政令で定めるものに要する経費の五分の四を補助する。

（政令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 第五条中「五分の四」とあるのは、昭和三十八年三月三十一日までの間に要する経費については「五分の三」と、同年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に要する経費については、小学校における特殊学級教育に関しては「五分の三」、中学校に

おける特殊学級教育に関しては「十分の七」と、同年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に小学校における特殊学級教育に関して要する経費については「十分の七」と、それぞれ読み替えるものとする。

理 由

精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴その他心身に故障のある児童及び生徒並びに疾病により療養中の児童及び生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約六億九千万円の見込みである。